

電気料金その他の供給条件

●お客さまがレモンガス株式会社（以下「当社」といいます。）と電気需給契約のお申込みをされる際の主要な料金その他供給条件は下記のとおりです。お客様のご理解とご承諾をお願いします。

なお、電気需給契約の詳細は「電気需給約款（以下「需給約款」といいます。）」に掲載・公表しており当社のホームページ（<https://www.lemongas.co.jp/>）上からご確認ください。

特定商取引法に基づく表記

1. 販売価格	重要事項 7
2. 代金の支払い時期、方法	重要事項 9
3. 商品の引渡時期	重要事項 5
4. 商品（指定権利）の売買契約の申込みの撤回又は解除に関する事項	重要事項 10
5. 事業者の氏名、住所、電話番号	重要事項の「販売事業者について」
6. 事業者が法人であって電子情報処理組織を利用する方法により広告をする場合には当該販売業者等代表者または通信販売に関する業務の責任者の氏名	重要事項の「販売事業者について」
7. 申込みの有効期限があるときには、その期限	重要事項 2
8. 販売価格、送料等以外に購入者等が負担すべき金銭があるときには、その内容およびその額	重要事項 13、14
9. いわゆるソフトウェアに関する取引である場合には、そのソフトウェアの動作環境	重要事項 17
10. 商品の販売数量の制限等、特別な販売条件（役務提供条件）があるときには、その内容	重要事項 1

重要事項

販売事業者について

<販売事業者（電力小売事業者）>	
会社名	レモンガス株式会社 代表取締役社長 藤井 靖之
住所	神奈川県平塚市高根一丁目1番11号
電話番号	0463-31-7009
営業日・営業時間	平日 9:00～17:00
メールアドレス	info-electrical-dept@lemongas.co.jp
ホームページ	https://www.lemongas.co.jp/
小売登録番号	A0716

1. 契約要件、契約の成立、契約期間

(1) 当社との需給契約の締結は原則として電気使用量等をご案内するために当社が電磁的方法により提供するサービスの適用を受け当社との協議が整ったお客さまを対象とします。

(2) 需給契約はお客さまからのお申込みに対し当社が承諾したときに成立します。

(3) 契約期間は需給契約の成立した日から料金適用開始の日以降1年目の日までとします。

(4) 契約期間満了に先だってお客さままたは当社から別段の意思表示がない場合は需給契約は契約期間満了後も同一条件で継続するものとします。

(5) 需給契約先を他電力会社から当社に変更し現在のご契約を解約したことに伴って、お客さまにおいて次のような事象が発生する場合があります。お客さまがご契約されている内容をご確認のうえ予めご注意ください。

- ・ ご契約中の料金プランの内容で再度、ご契約することができなくなる場合があること。
- ・ ご契約されている電力会社から解約違約金等を請求される場合があること。
- ・ ご契約中の電力会社が提供しているポイント等の特典が失効する場合があること。
- ・ 継続利用期間に応じた割引を受けているとき継続利用期間が消滅する場合があること。
- ・ ご契約の解約までの契約期間中における電気の使用量や請求金額等のご利用情報を照会できなくなる場合があること。

2. 申込みの有効期限

お客さまがこのサイトにおいて申込みを完了された日から6ヶ月間とします。

3. お客さまへのご通知の方法

当社は毎月の電気使用量や料金明細、電気に関する各種お知らせを原則として電磁的方法にてお客さまにご案内します。ただし、お客さまが希望される場合で当社が認めたときは書面によりお知らせすることがあります。この場合、当社は実費相当額として220円/月(税込)を申し受けます。

なお、当社の都合で電磁的方法によりお知らせすることができない場合、書面によりお知らせいたします。この場合、当社は実費相当額を申し受けません。

4. 供給電気方式、供給電圧、周波数

供給電気方式および供給電圧は交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし周波数は当該一般送配電事業者の託送供給等約款で定める標準周波数とします。ただし、供給電気方式および供給電圧については技術上やむを得ない場合には交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

5. 供給の開始

(1) 当社はお客さまの需給契約の申込みを承諾したときには需給開始に必要な手続きを経たのち需給開始日より電気を供給します。この場合の需給開始日は以下のとおりとします。

・他の小売電気事業者からの切り替えにより需給を開始する場合は原則として所定の手続きを完了した後に到来する電気の計量日とします。

・引越し（転入）等の理由で新たに電気の需給を開始する場合は原則としてお客さまの希望する日とします。ただし、いずれの小売事業者とも需給契約が無い状態で当該需要場所にて電気の使用を開始し後に当社との需給契約が成立した場合には、その使用を開始した日とします。

（２）天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむを得ない理由によって予め定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかとなった場合には当社はその理由をお知らせし改めてお客さまと協議のうえ需給開始日を定めて電気を供給します。

6. 契約電流、契約容量

（１）にこにこプラン１

ご契約の電流は 10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかからお客さまのお申込みによって定めます。この場合、原則として契約電流に応じてアンペアブレーカーまたは電流を制限する計量器を設置します。

（２）にこにこプラン２

ご契約の容量は原則として6kVA以上とし予めお客さまにご用意いただく契約主開閉器の定格電流をもとに算定します。

7. 料金表

にこにこプラン1・2、に関する料金表は下表のとおりとします。

基本料金	にこにこプラン1	契約電流10アンペアにつき (契約電流 15 アンペアの場合)	311.75円 (467.63 円)
	にこにこプラン2	契約容量 1kVAにつき	311.75 円
電力量料金	定額料金	最初の 200kWh まで	6,720.00 円
	従量料金	200kWh をこえ 300kWh までの 1kWhにつき	35.10 円
		300kWh をこえる 1kWhにつき	38.70 円

8. でんきセット割

(1) 以下の条件を満たすお客さまからセット割引のお申込みをいただき当社との協議が整った場合にでんきセット割を適用します。なお、以下の条件を満たすことができなくなる場合にでんきセット割を解約します。

①当社の需給約款にもとづく需給契約により当社が指定する契約メニュー（当社ホームページにおいてお知らせします。）が適用されていること。

- ・にこにこプラン1
- ・にこにこプラン2

②同一の需要場所において電気およびガスまたはアクアクララの供給を当社から受けること。

③電気料金とガス料金またはアクアクララの料金を継続的に一括して支払っていただけること。

また、当社が指定する方法で支払っていただけること。

(2) でんきセット割の成立および契約期間

①でんきセット割は需給約款にもとづく電気の需給契約を契約され当社との協議が整ったときに成立します。

②契約期間は次のとおりです。

・契約期間はでんきセット割が成立した日からでんきセット割が成立した際に現に契約している電気の需給契約の契約期間満了日までとします。

・契約期間満了に先だってお客さままたは当社から別段の意思表示がない場合、でんきセット割は契約期間満了後においても契約期間満了の際に現に契約している電気の需給契約の契約期間に応じて同一条件で継続されるものとします。

(3) でんきセット割引額

1契約につき330円（税込）各月の電気料金から差し引きます。ただし、差し引いた結果が負となる場合には電気料金を0円とします。なお、他の割引と併用ができない場合がございます。

9. 請求金額の計算方法等

(1) 請求金額等のご案内

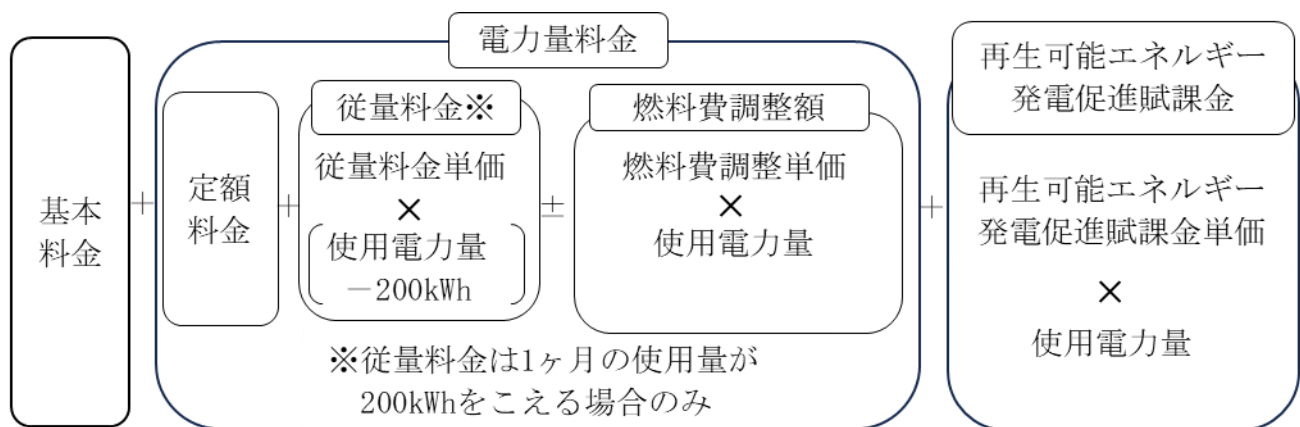
月々の使用電力量、請求金額等については原則として電磁的方法を通じてご案内します。

(2) 料金の計算方法

①にこにこプラン1、にこにこプラン2

契約電流または契約容量の大きさで決まる基本料金と使用電力量に応じて計算する電力量料金（使用電力量が200kWhまでの場合は定額料金とします。）に再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えて計算します。なお、電力量料金には後述の燃料費調整額が含まれます。

ただし、全く電気を使用しない場合の電気料金は基本料金の半額に定額料金を加えたものとなります。また、8（でんきセット割）を適用する場合、各月の電気料金から330円（税込）差し引きます。



※でんきセット割が適用される場合は合計金額から330円（税込）を差引きます。

②燃料費調整額

- ・燃料費調整額は各月の燃料費調整単価に使用電力量を乗じて算出いたします。
 - ・燃料費調整単価は燃料価格の変動に応じて毎月変動する燃料価格により算定いたします。
- なお、燃料費調整単価には上限がありません。
- ・毎月分の燃料費調整単価はホームページ
[\(https://www.lemongas.co.jp/\)](https://www.lemongas.co.jp/)にてお知らせいたします。
 - ・燃料費調整単価は、下記の通り算定いたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格※} - \text{基準燃料価格}) \times \text{基準単価} \div 1,000$$

※ $A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$ 。なお、A・B・Cは各平均燃料価格算定期間における、(A) 平均原油価格(kl)、(B) 平均LNG価格(t)、(C) 平均石炭価格(t)をいいます。

燃料費調整諸元		単位	東京エリア
基準燃料価格		1kl	86,100 円
換算係数	α (原油)	-	0.0048
	β (LNG)	-	0.3827
	γ (石炭)	-	0.6584
基準単価 (税込)	低圧	1kWh	0.183 円

(3) 料金の算定期間

・料金の算定期間は原則として前月の計量日から、当月の計量日の前日までの期間を対象とします。なお、計量日とは記録型計量器（以下「スマートメーター」といいます。）に使用電力量等が記録される日で地区番号を基準に毎月一定の日（お客さまによって異なります。）となります。ただし、お客さまが電気の使用を開始（または廃止）した場合や契約内容の変更等により料金に変更があった場合は使用日数に応じて日割計算をします。

(4) 使用電力量の計量

・使用電力量の計量は一般送配電事業者が計量した値をもとにします。ただし、計量器の故障等によって使用電力量等を正しく計量できなかった場合はお客さまとの協議によってこれを定めます。

・スマートメーターの設置が新しいプランへの切替日以降になる場合、スマートメーターが設置されるまでの期間における30分ごとの使用電力量は計量された使用電力量を均等に配分してえられる値とします。

(5) 料金の支払義務発生日および支払期日

①お客さまの料金の支払義務発生日は原則としてお客さまごとに当社が託送約款に定める検針日（以下「検針日」といいます。）を考慮して電気料金を請求する日としてあらかじめ定めた日といたします。ただし、検針日に検針が行われない等の事情により当該一般送配電事業者から検針の結果等を検針日の翌日以降に受領した場合は当社が検針の結果等を受領した日の翌月の電気料金を請求する日として予め定めた日といたします。

なお、需給契約が消滅した場合は原則として需給契約の消滅日以降に当社が検針の結果等を受領した日といたします。

また、お客さまの料金は、支払期日までにお支払いいただきます。支払期日は支払義務発生日の翌日から起算して45日目といたします。

②でんきセット割を契約したお客さまの料金の支払義務発生日は原則として当社がお客さまに請求予定額をお知らせした日とし需給契約が消滅した時点で支払義務の発生していない料金がある場合の当該料金の支払義務発生日は原則として当社がお客さまに当該料金の請求予定額をお知らせした日といたします。

また、お客さまの料金は支払期日までにお支払いいただきます。支払期日は原則として同月のガス料金またはアクアクララ料金と同じ支払期日といたします。

(6) 料金の支払方法

料金は原則として口座振替またはクレジットカード払いのうちお申込み時に指定いただいた方法でのお支払いとなります。なお、払い込みにより支払われる場合には当社が指定した払込票によってお支払いいただきます。また、この場合の支払いに係る振込手数料および払込票の発行にともない当社は実費相当額として550円（税込）を申し受けます。

10. お客さまからの申出による需給契約の変更・廃止

(1) お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は1. 契約要件、契約の成立、契約期間に定める場合に準ずるものとします。

なお、料金メニューの変更を希望される場合の変更後の料金適用開始の日は原則として計量期間等の始期とします。

(2) お客さまが引越し等の理由により需給契約を廃止される場合はあらかじめその廃止期日を定めて当社に通知していただきます。

(3) 他の小売電気事業者への契約切り替えにより需給契約を廃止される場合は新たな小売電気事業者に対して契約の申込みをしていただきます。この場合、当社は当該小売電気事業者からの依頼を受けお客さまと当社との需給契約を廃止するために必要な措置を行います。

11. 当社からの申し出による契約の解除

(1) お客さまが以下のいずれかに該当する場合、当社は需給契約を解約することがあります。

- ・料金を支払期日を経過してなお支払われない場合
- ・他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合
- ・当社が定める需給約款および各プランの供給条件によって支払いを要することとなった料金以外の債務（違約金、その他需給約款および各プランの供給条件から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合

(2) お客さまが以下のいずれかに該当し当社がその旨を警告しても改めていただけない場合には契約を解約することがあります。

- ・お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合
- ・電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合
- ・その他、当社が定める需給約款および各プランの供給条件の内容に反した場合

(3) 契約を解約させていただく場合には予め解約日をお伝えします。

12. 託送供給約款の遵守

(1) お客さまの土地または建物への立ち入りおよび調査

計量器の確認や法令で定めるところによる保安のために必要なお客さまの電気工作物の検査等を実施するべく一般送配電事業者または一般送配電事業者が委託した事業者がお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合、正当な理由がない限り立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

(2) 保安に対するお客さまの協力

お客さまが次のいずれかについてお気づきの場合にはすみやかに一般送配電事業者にご連絡くださいますようお願いいたします。

- ・電気の供給に必要な電気工作物（電気の引込線や計量器等）に異状もしくは故障があり、または生じるおそれがある場合

- ・お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または生じるおそれがあり、それが一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがある場合

（３）供給の中止または使用の制限もしくは中止

一般送配電事業者が定める託送供給等約款にもとづき次の場合にはお客さまに電気のご使用を中止または制限していただく場合があります。

- ・一般送配電事業者およびお客さまの電気工作物に故障が生じたまたは故障が生じるおそれがある場合

- ・一般送配電事業者の電気工作物の修繕、変更その他の工事上やむをえない場合

- ・その他保安上必要がある場合

（４）その他、お客さまは託送供給等約款に定める事項を遵守していただきます。

13. 工事費負担金等相当額の申受け等

当社は一般送配電事業者からお客さまへの電気の供給に係る工事等にもとまう工事費負担金、費用の実費または実費相当額の請求を受けた場合、請求を受けた金額に相当する金額を原則として一般送配電事業者の工事着手前に申し受けます。

14. 違約金

（１）お客さまが電気工作物の改変等によって不正に電気を使用され、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、その免れた金額の３倍に相当する金額を違約金として申し受けます。

（２）（１）の免れた金額は当社が定める供給条件にもとづいて算定された金額と不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額とします。

（３）不正に使用した期間が確認できない場合は６か月以内で当社が決定した期間とします。

15. 信用情報の共有

当社は支払期日を経過してなお料金をお支払いいただけない場合、名義、住所、支払いに関する情報等について他の小売電気事業者へ提供する場合があります。

16. その他

（１）上記に記載のない事項の取扱いは当社が定める需給約款および各プランの供給条件によりま

す。

（２）当社は需給約款および各プランの供給条件の内容を変更することがあります。この場合、当社のホームページ等を通じ予めご案内します。

（３）需給約款および各プランの供給条件の内容は当社のホームページ等で確認することができます。

（４）当社またはお客さまが契約内容を変更または更新する場合、当社の「マイページ」または電磁

的方法を通じて変更または更新後の契約内容のみをお知らせします。なお、変更または更新とならないその他の事項についてはお知らせを省略することがあります。

17. ソフトウェアを使用するための動作環境

このサイトはインターネットを通じたサービスをご利用いただくものであるため、お客様の端末機器などの動作環境は問いません。

18. 各種お手続き、お問い合わせ

契約内容の変更、解約、お問い合わせは各種お手続き、お問い合わせ先までご連絡ください。なお、小売電気事業者の変更に伴って契約を解約する場合は一般送配電事業者への託送契約の申込みが必要となるためお早めに手続きをお願いします。

●当社は個人情報保護法その他の関係法令を遵守し以下の利用目的でお客様の情報を適切に取り扱います。お客様はかかる利用目的の範囲でお客様の情報を利用することに同意するものとします。

<利用目的>

弊社においてはお客様の個人情報をおお客様の本人確認、与信管理、ガス・灯油・重油・ガソリン・軽油等の石油製品・電気・熱等のエネルギー供給販売業、住宅設備機器・機械器具の小売業、設備工事業、土木建築工事業、建築リフォーム業、電気通信事業、電気事業、金融・保険業、生活関連サービス業、クレジットカード業、不動産賃貸・管理業、宅配水等の食品販売業及びこれらに付随する事業、並びに関連するアフターサービスの提供及び上記各種事業に関するお知らせ、弊社、弊社グループ会社及び提携会社の取り扱う商品・サービスの販売、契約の締結・変更、約款の変更、ご案内、コンサルティング、料金の計算及び請求、CS(顧客満足度)向上等の為に利用いたします。なお、お客様との契約が解除等された後においても利用目的の範囲内で個人情報を利用することがあります。

<具体的な利用例>

- ①ガスの安定供給(配送、検針・集金等)
- ②ガスの設備工事
- ③液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、及びガス事業法に基づき弊社が実施する保安業務
- ④ガス機器、警報機器の販売、設置、修理・点検、アフターサービス
- ⑤宅配水の安定供給(配送、集金等)、及びサーバーメンテナンス等
- ⑥ガス代金、宅配水料金、電気通信サービス等の料金及び接続業務の料金の計算、通知、請求及び回収
- ⑦お客様との電話対応内容等の対応履歴情報等の利用

⑧電気通信サービス等の品質改善、新たな電気通信サービス等の企画・開発、電気通信サービス等の提供に必要な設備の管理・改善、及び、電気通信サービス等に関する業務の実施

⑨その他上記①から⑧に付随する業務の実施

当社は、本重要事項に定めのないお客さまの情報の取り扱いについては当社のホームページに掲載する「個人情報保護方針 (<https://www.lemongas.co.jp/privacypolicy/>) 」に則ります。

以上